

令和3年第12回清瀬市農業委員会会議録

令和3年12月23日午前9時00分から午前9時33分、清瀬市役所研修室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員 会 長 第9番 松村 俊夫
 会長職務代理 第3番 小寺 正明
 第1番 村野 和博 第2番 西川 幸広
 第4番 齊藤 正樹 第5番 金子 住晴
 第6番 並木 浩 第7番 石井 啓介
 第8番 増田 武 第10番 内野 悦二
 第11番 横山 眞一 第12番 村野 正明
 第13番 後藤 由美子 第14番 金子 廣明

- 2 議長 松村 俊夫(会長)

- 3 書記 木村広昇・中野正明

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
 (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
 (3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
 (4) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
 (5) 農地法に基づく届出について〔5・18条関係〕
 (6) その他

議 長 本日は今年最後の委員会になります。また、委員会終了後に、市長を迎えて、後継者顕彰と新規就農者の顕彰伝達式を行いたいと思っております。午前11時から、およそ30～40分で終了予定です。一旦解散後、午後1時半より全国農業会議所の原相談員を講師にお迎えし、勉強会を予定しております。本日は少し長丁場になりますが、ご協力よろしく申し上げます。それでは、皆さん定刻になりましたので、令和3年清瀬市第12回の農業委員会を始めたいと思います。

本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第10番の内野委員、第11番の

横山委員、となっております。よろしくお願ひいたします。
議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願ひしたいと思ひます。

事務局 はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 旭が丘六丁目1437番1、地目 畑、地積1,228㎡。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。増田委員と金子住晴委員より、説明をお願ひします。

増田委員 12月17日に事務局の中野さんと金子委員と現地調査いたしました。この畑は今年7月に農地法3条によって所有権を移転した畑です。申請者は篤農家であり、現地も綺麗に耕作されておりまして、問題はありませんでした。以上です。

金子住晴委員 増田委員と同様です。畑も綺麗にされており、篤農家でもあり、問題ないと思ひます。以上です。

議長 どうでしょうか。ご異議はありますでしょうか。

委員 異議なし

議長 それでは承認させていただきます。
議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願ひしたいと思ひます。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類となっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和3年11月17日、申請回数2回目。

2件目 申請年月日 令和3年11月24日、申請回数1回目。

3件目 申請年月日 令和3年11月26日、申請回数6回目。

4件目 申請年月日 令和3年12月2日、申請回数6回目。

5 件目 申請年月日 令和3年12月2日、申請回数2回目。
6 件目 申請年月日 令和3年12月2日、申請回数6回目。
7 件目 申請年月日 令和3年12月3日、申請回数7回目。
8 件目 申請年月日 令和3年12月9日、申請回数2回目。
9 件目 申請年月日 令和3年12月9日、申請回数6回目。
10 件目 申請年月日 令和3年12月9日、申請回数6回目。
以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1 件目、私が現地調査に行きました。申請者は果樹(栗・銀杏・キウイ)の生産を行っております。基本的には植木の生産販売です。栗と銀杏の木が多少大きくなりすぎている感じもありますが、実を取って自宅前で販売しております。それ以外に関しましては丁寧に耕作されております。また、長男さんも就農されて3年目になりますので、今後はもっと植木の栽培等も積極的に行っていくという意欲的な面も見られますので、問題ないと考えております。以上です。

2 件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 先月農業委員会の後、現地を調査してまいりました。現地は志木街道を挟んで両側に何か所かありましたが、全部調査しました。ご本人は退職後に畑をやっておりますが、ちょうど24日に見に行った時には、綺麗になっておりました。畑の管理はやっておりますので、問題ないと思います。

議長 3 件目、増田委員よりお願いいたします。

増田委員 1 1月29日の活動フォーラムの帰りに松村会長と村野委員と内野委員とで確認いたしました。畑は綺麗になっていたのですが、ビニールハウスの周りや、畑の道路沿いに1mほどの草が生えておりましたので、事務局へ申請者に連絡するように伝えました。1 2月9日現地確認をしたところ綺麗になっておりましたので、問題ないと思います。以上です。

議長 4 件目、並木委員よりお願いいたします。

並木委員 1 2月6日に事務局中野さんと一緒に現地調査に行つてまいりました。どこの畑も耕作されておまして、問題ないと思います。以上です。

- 議 長 5件目、6件目、横山委員よりお願いいたします。
- 横山委員 12月7日に畑を見てまいりました。現地は新座市との境ですが、管理機など置いてあり、畑も綺麗に耕作されており、サトイモなどを収穫したそうです。問題ないと思います。以上です。
- 議 長 7件目、8件目、増田委員よりお願いいたします。
- 増田委員 7件目12月7日事務局中野さんと、横山委員と現地調査をしました。綺麗に耕作されており、問題ありません。
8件目12月9日事務局の中野さんと現地調査いたしました。2ヶ所ありますが、両方共綺麗に耕作されており、問題ありません。同日続けて行きました。どの畑も大変良く耕作されており、作物も直売所用と、市場出荷用にニンジンなども作っておいりましたので、問題ありません。以上です。
- 議 長 9件目、10件目、並木委員よりお願いいたします。
- 並木委員 9件目、10件目。12月17日に中野さんと現地調査いたしました。ハウスはセロリの作付け前で綺麗になっておりました。畑は若干、短い草が生えておりましたが、全く問題ありません。
- 議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、承認させていただきます。
議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 土地の表示 中清戸四丁目1145番、地目 畑、
地積 2,175㎡、買取申出事由 死亡のため。

議 長 こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、承認させていただきます。
議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく
計画審査についてを議題とさせていただきます。農業委員会会
議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もし
くはその配偶者の事項については、その議事に参与することが
できないということになっておりますので、並木委員はしばらく
の間、退出をお願いします。

～並木委員退出～。

議 長 それでは、事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。
また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終
了し、所有者へ農地が戻ります。申請者の住所氏名は省略させ
ていただきます。
中里三丁目889番1、地目 畑、地積 2,635㎡のうち
1,317.5㎡ 他2筆 合計3,230㎡のうち1,615㎡。権利の種類 使用貸借、権利の始期 令和4年3月1
日、存続期間2年、以上でございます。

議 長 現地調査に行った横山委員、増田委員、事務局より報告をお願い
いたします。

増田委員 12月7日に事務局の中野さんと横山委員と申請者の立ち合い
で現地調査いたしました。3筆に分かれておりまして、南半分
を申請者が使用し、残り北側は貸主が使用しています。土地区
画整理事業で、2年間自分の畑が使用できなくなりますので、
都市農地貸借円滑化法の申請に至っています。現地は日当たり
も良く、この畑でハウレンソウやコマツナなどを栽培する予定
でございます。申請者は直売などをやっている篤農家であり、
畑を問題なく使える方だと思いますので、大丈夫だと思います。
以上です。

横山委員 増田委員と同じ意見であります。この計画については、問題な
いと思われれます。貸主も隣で耕作しておりますので、申請者の

耕作状況や、畑の見回りや周辺の清掃などの農作業に1割従事するということになっております。そのことについてもご理解いただいておりますので大丈夫だと思います

事務局 現地調査に立ち会いました。横山委員、増田委員がおっしゃられた通りでございます。2年ということで、始期が来年3月からになっております。畑もしっかり使っていただける方だと思います。労働力も問題なく、機械も確保されており、周辺に配慮した営農もされるので、問題ないと思います。

議 長 いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。並木委員の入室を許可します。

～並木委員入室～。

議 長 議案第5号、農地法に基づく届出「5条・18条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。11月11日から12月10日までの受付分となっております。
土地の表示 上清戸一丁目456番5、地目 畑、
地積 809㎡、転用の目的 住宅敷地・公衆用道路、
11月24日受付、12月7日処理。以上でございます。

議 長 各委員は何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が報告です。
農地法第18条第6項の規定による通知書について報告を、事務局よりお願いします。

事務局 はい、それでは農地法第18条第6項の規定による通知書について報告させていただきます。
農地の賃貸借、使用貸借の合意解約を行う場合には、農地法第18条第6項の規定による通知書および農地の賃貸借の合意解約書もしくは、使用貸借解約書を農業委員会に提出しなければなりません。
申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
土地の表示 上清戸二丁目1020番1、地目 畑、
地積 1, 205㎡、他1筆、合計 3, 091㎡。
合意日 10月31日、届出日11月12日。

議長 各委員は何か質問はございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が報告です。
議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議等の報告について。

① 令和3年度農業委員会活動推進フォーラム。

令和3年11月29日(月)、午後1時30分から午後4時30分、KOTORIホール(昭島市民会館)で行われました。参加者は農業委員、事務局です。これは皆さん参加されましたので報告は割愛します。お疲れ様でした。

② 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会。

令和3年12月2日(木)午後1時から午後2時30分、メルパルクホールで行われました。参加者は、私と事務局です。事務局お願いします。

事務局 今回の代表者集会は要請決議申し合わせ決議で、第1号議案から第3号議案までが承認されました。活動事例報告としては、最適化交付金を活用している自治体・農業委員会が共に活動記録の報告が重要で、非常に詳細になってきたという説明がございました。基調講演の内容は、市街化区域では難しいと思いますが、今後の動向を注視したいと思います。代表者集会については以上です。

議長 補足といたしまして、全国農業会議所の新会長から就任挨拶等がございました。それから、翌日からの臨時国会のため、各大臣の出席はございませんでした。以上が全国農業委員会会長代

表者集会の報告でございます。

(2) 会議等の日程について

- ① 清瀬市農業後継者顕彰式および新規就業者激励伝達式。
令和3年12月23日(木)午前11時より、清瀬市役所研修室で行われます。参加者は、市長、受賞者、農業委員、事務局です。
- ② 農業委員研修(都市農地の保全に必要な制度と農業委員の役割)。
令和3年12月23日(木)午後1時30分より、清瀬市役所研修室で行われます。参加者は農業委員、事務局です。講師は全国農業会議所原相談員となっております。
- ③ 北多摩北部地区農業委員会。
令和4年1月24日(月)午後1時30分より、小平市役所で行われます。参加者は私、職務代理、事務局です。
- ④ 第1回清瀬市農業委員会。
令和4年1月25日(火)午前9時より、清瀬市役所研修室で行われます。参加者は、農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。

全体を通して質問等はありませんでしょうか。

委員

特になし。

事務局

事務局はありません

議長

特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第12回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第 10 番）

署名委員（第 11 番）